

公募設置等指針等に関する質問・回答

No.	資料該当箇所	質問	回答
1	指針 p. 7 第 1 章 4. (2) ②表 内	公募対象公園施設と特定公園施設を合築した場合、固定資産税はどちらの負担になるのか。分築の場合は公募対象施設と特定公園施設とでそれぞれ分けて負担するのか。	合築の場合で、区分所有に係る家屋の評価については、1棟の家屋として評価されます。固定資産税の課税の取扱いについては、地方税法第 3 5 2 条により、床面積に応じて按分課税されます。 分築の場合はお見込みのとおりです。
2	指針 p. 13 第 2 章 2. (2)	解体予定の既存プールに関し、次の資料を提供してほしい。 ①既存の各プールの規模（縦×横×深度）と構造 ②地中構造物（杭等）の有無、地中埋設物 ③上下水設備詳細と配管図	既存の水泳場に関する図面等について、応募登録をされた応募法人又は応募グループに対し、個別に提供いたします。
3	指針 p. 16 第 2 章 2. (3) ② (ア)	水泳場の利用で競技大会や市内の小中学校授業の想定があるが、その場合の利用料はどのような想定か。 また、小中学校の水泳授業は今後、順次本施設が担うこととなるのか。	施設使用料については、公募設置等計画が認定された後に、新たな施設の設備、規模等を考慮した上で、都市公園条例及び都市公園条例施行規則の改正を行う予定です。現施設及び家久スポーツ公園温水プール施設使用料（参考資料 7）を参考に、公共施設としての適切な料金設定といたします。 また、減免基準についても現施設にない、小中学校授業の利用は全額免除、市水泳協会が主催する競技大会は 8 0 % 減額になることを想定しています。 小中学校の水泳授業については、当該施設で順次通年受入れを想定しています。

No.	資料該当箇所	質問	回答
4	指針 p. 16 第 2 章 2. (3) ② (ア)	小学校水泳授業の料金はどうなるのか。収入は事業者に入るのか。 また、その場合、小学校からの移動手段は事業者が考えなければならないのか。	「小学校水泳授業の料金」として、(1)施設使用料金、(2)水泳指導委託料 の 2 通りが考えられますので、それぞれについて回答します。 (1) 小学校の水泳授業による施設使用料は、全額免除となることを想定しています。 (2) 小学校の水泳授業については、市教育振興課が認定計画提出者（指定管理者）と協議し、委託契約の締結を想定しています。委託契約に基づく費用は、市から認定計画提出者へ支払われます。 小学校からの移動手段については、学校ごとに対応が異なることと想定されます。市教育振興課との協議事項となります。
5	指針 p. 18 第 2 章 2. (3) ② (ウ) (2.5m プール)	水深 1.35m とあるが、歩行・指導・経費等を考えるとデメリットが多い。公認の 1.25m でも可能か。	水深については飛び込み競技の安全性を確保するため、1.35m 以上を必須条件としています。
6	指針 p. 18 第 2 章 2. (3) ② (ウ) (2.5m プール)	コースロープは選定可能か	可能です。なお、備品については特定公園施設の建設に要する費用に含まないものとします。(p.13)
7	指針 p. 18 第 2 章 2. (3) ② (ウ) (2.5m プール)	2 段階オーバーフローとはどういうことか。	オーバーフロー設備を高低 2 か所に設置し、水深を 2 段階に変えられるように対応してください。

No.	資料該当箇所	質問	回答
8	指針 p. 18 第 2 章 2. (3) ② (ウ) (幼児用プール)	コースロープなど張れるようにしても良いのか。 また、可動型遊戯に関してはこちらで選定可能か。	コースロープ設置は提案可能とします。 可動型遊具については、基本協定締結後に協議し定める予定ですが、公募設置等計画内で提案していただいても構いません。
9	指針 p. 21 第 2 章 2. (3) ② (エ) (機械室)	設備等に特別な指定はないのか。	公募設置等指針の記載事項以外の指定はありません。ただし、基本協定締結後の実施設計において、協議対象とします。
10	指針 p. 21 第 2 章 2. (3) ② (エ) (観覧コーナー)	観覧エリアはプール室内でも可能か。	お見込みのとおりです。
11	指針 p. 24 第 2 章 2. (3) ④	井戸を掘り水源を確保することは可能か	都市公園として井戸設置についての制限は特にありませんが、一般的に井戸設置に関しては、県公害防止条例及び同条例施行規則に基づく届出が必要です。詳しくは丹南健康福祉センター（環境廃棄物対策課）までご相談ください。 また、事業区域南西角に、県の道路消雪設備用の井戸が既に設置しているため、新たな井戸の掘削は相互に影響を及ぼす可能性がございます。このことについては、まずは県丹南土木事務所（道路課）までご相談ください。 なお、地下水の利用の有無を問わず、水道に関することについては事前に、市水道課と協議を行ってください。
12	指針 p. 25 第 2 章 2. (4)	料金設定や営業時間設定はどれくらいになる想定か	施設使用料については、No. 3 の回答をご確認ください。 施設の供用時間についてはご提案ください。
13	指針 p. 25 第 2 章 2. (4)	管理者のユニホームに関しては。規定のユニホームがあるのか。	ユニホームの指定はありません。

No.	資料該当箇所	質問	回答
14	指針 p. 26 第 2 章 2. (4) ③ (イ)	施設予約システムとはどのようなものか。	福井県及び県内 17 市町で構成する福井県電子自治体推進協議会が運営主体となっている施設予約システムです。市ホームページのリンクから閲覧・操作入力できます。
15	指針 p. 27 第 2 章 2. (4) ③ (エ) 自主事業	プールで自主事業を行って良いか。 夏季の自主事業は可能か。 自主事業の料金は事業者で決定できるか。	p. 27 にありますとおり、プールでの自主事業を前提としています。夏季においても自主事業を禁止しませんが、本来の目的である市民の健康増進や小学校の水泳授業等を優先するため、一定の制限を行うことはあります。詳細は指定管理に関する協定締結時の協議事項とします。 料金についてはお見込みのとおりです。
16	指針 p. 27 第 2 章 2. (4) ⑥	第三者機関とはどのような機関か。また、頻度と内容は。	越前市指定管理者評価委員会を想定しています。指定管理に係る協定期間中に、原則 1 回又は 2 回ですが、必要に応じて随時行う場合もあります。 指定管理者等が提出した管理運営の状況に関する資料を基に、その評価を行います。 その他にも越前市監査委員による監査の実施を、期間中 1 回又は 2 回想定しています。
17	指針 p. 28 第 2 章 3. (2)	利便増進施設を設置する場合の占有料について、公告塔の場合の具体的な計算例を示してほしい。実面積か、基礎面積か。可動とした場合はどうなるのか、等。	使用面積については、実際に占有する面積を想定しているため、他の者の利用を妨げる範囲と想定しています。可動の場合は、可動の方法や範囲などにより協議事項とします。
18	指針 p. 41 第 3 章 8. (1) 表内	不可抗力の自然災害等により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行うとあるが、その後の修繕は市又は認定計画提出者のどちらになるのか。	公募対象公園施設については、原則、認定計画提出者の負担とします。特定公園施設については協議事項とします。 なお、特定公園施設の整備工事中（市への引き渡し前）の災害発生については、基本協定書（案）第 4 2 条から 4 4 条のとおり想定しています。

No.	資料該当箇所	質問	回答
19	指針 p. 41 第3章8.(1)表内	申請コストについて、確認申請の申請者の名前は市になると考えられるが、その場合でも申請コストは認定計画提出者となるのか。公募対象公園施設の分築、合築で違いは出るのか。	基本協定書(案)第9条のとおり、特段の理由があっても市が負担すべきとされる届出は、この限りではなく、協議事項とします。 なお、特定公園施設の建築確認申請につきましても、申請者は市ではなく認定計画提出者が行うこととなります。
20	指針 p. 42 第3章9.	公募対象公園施設とは、テナントビルの形態でもよいのか。専用の用途に絞った建物か。	公募対象公園施設については参考資料3を参照ください。 第3章9.については、当事業の目的(第1章1.)達成のために必要性が認められる場合にのみ許可するものです。 テナントの業種が特定されない場合、目的達成可能性の判断をしかねるため、不適切であると考えます。 また、基本協定書(案)第59条も参照ください。
21	参考資料2	CADデータを提供してほしい。	応募登録をされた応募法人又は応募グループに対し、個別に提供いたします。 その他に対応を希望される場合は、事務局までご連絡ください。
22	参考資料6	家久スポーツ公園温水プールの利用人数の内訳を知りたい。	参考資料6-2を公表しました。
23	様式2-7-1 2.②	充当額についての適当な割合とはどれほどか。	指針 p. 13 のとおり、本市が負担する額は特定公園施設の整備に要する費用の見込額に対して9割以下です。すなわち、収益等からの充当額は1割以上であることを求めます。
24	様式2-7-2	整備費内訳の水泳場に関しては、どこまでの内容を記載すれば良いのか。	より詳細に示されることが望ましいと考えますが、提案者にお任せします。